

愛知県地域医療介護総合確保基金事業補助金実施細則
(新人看護職員研修事業分)

(通則)

愛知県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第15条の規定に基づき、交付要綱に規定する新人看護職員研修事業の実施において必要な事項について、本細則で定めるものとする。

1 目的

この事業は、病院等^(注1)において、新人看護職員^(注2)、新人保健師^(注3)及び新人助産師^(注4)が基本的な臨床実践能力を獲得するための研修を実施することにより、看護の質の向上及び早期離職防止を図ることを目的とする。

^(注1) 病院等とは、看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）第2条第2項に規定する病院等をいう。（以下、「病院等」という。）

^(注2) 新人看護職員とは、主として免許取得後に初めて就労する保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。（以下、「新人看護職員」という。）

^(注3) 新人保健師とは、主として保健師免許取得後に初めて保健師として就労する保健師をいう。（以下、「新人保健師」という。）

^(注4) 新人助産師とは、主として助産師免許取得後に初めて助産師として就労する助産師をいう。（以下、「新人助産師」という。）

2 新人看護職員研修事業

ア 事業の実施主体

この事業の実施主体は、病院等とする。ただし、国立高度専門医療研究センターは除く。

イ 事業内容

病院等は、新人看護職員研修ガイドライン（改訂版）（平成26年3月24日医政看発0324第6号厚生労働省医政局看護課長通知、以下「ガイドライン」という。）に示された以下の項目に沿って、新人看護職員、新人保健師又は新人助産師に対する研修を実施する。

(ア)「新人看護職員を支える体制の構築」（ガイドラインⅠ-3-1又はガイドラインのうち保健師編のⅠ-3-1を参照）として、職場適応のサポートやメンタルサポート等の体制を整備すること。

(イ)「研修における組織の体制」（ガイドラインⅠ-3-2又はガイドラインのうち保健師編Ⅰ-3-2を参照）として、組織内で研修責任者、教育担当者及び実地指導者の役割を担う者を明確にすること。なお、専任又は兼任のいずれでも差し支えない。

(ウ)「新人看護職員研修」（ガイドラインⅡを参照）に沿って、到達目標を設定し、その評価を行うとともに、研修の実施に当たっては、研修プログラムを作成すること。なお、新人助産師研修を実施する場合は、助産技術に関する項目を含めること。

また、新人保健師研修を実施する場合は、「新人保健師研修」（ガイドラインのうち保健師編Ⅱ）に沿って、到達目標を設定し、その評価を行うとともに、研修の実施に当たっては、研修プログラムを作成すること。

3 医療機関受入研修事業

ア 目的

この事業は、新人看護職員研修を自施設単独で完結できない場合に、外部組織の研修を活用することにより、新人看護職員研修の着実な推進を図ることを目的とする。

イ 事業内容

- a この事業の実施主体は、2の新人看護職員研修事業を実施する病院等とする。ただし、国立高度専門医療研究センターは除く。
- b 新人看護職員研修事業を実施する病院等は、自施設の新人看護職員研修を公開し、公募により受け入れを実施することとし、受け入れを行う研修は、複数月で実施すること。なお、新人保健師研修又は新人助産師研修の受け入れを行う場合も同様とする。

附則

この細則は、平成27年9月9日から施行し、平成27年4月1日から適用する。